

質問に対する回答について
工事名) 三陸自動車道 多賀城高架橋耐震補強工事

質問事項と回答（1／3）

番号	質問事項	回答
1	市街地（D I D）補正は計上されていると考えて宜しいでしょうか。	市街地（D I D）補正は行います。
2	契約保証費は計上されていると考えて宜しいでしょうか。	その通りです。
3	現場環境改善費は計上されていると考えて宜しいでしょうか。	特記仕様書16 現場環境改善に関する事項に記載の通り、計上してください。
4	復興補正 共通仮設×1.5、現場管理費×1.2は計上されていると考えて宜しいでしょうか。	復興補正は行いません。
5	見積書は、提案事項の費用は計上した内容の内訳書で作成するものと考えて宜しいでしょうか。	設計図書に示す内容で見積書を作成ください。
6	排水装置 排水管Aにおける伸縮装置の伸縮量を教えて下さい。	伸長70mm、圧縮90mm、偏芯±60mmの性能規格を考えております。
7	断面調整工B 吹付工法の厚みについて教えて下さい。	特記仕様書20-13 断面調整工に記載の対象橋脚にて、設計図記載の橋脚中央部の凹部（t=25mm）及び橋脚中央部の段差水平スリット箇所（t=25mm）の範囲になります。
8	P52付近は橋脚が低く、施工空間の確保が難しくなっております。盤下げ等をして施工を行うことは可能でしょうか。	盤下げ等を行い施工することは可能ですが、現状地盤を施工基面として考えております。設計図及び現地状況を踏まえて施工計画を立案ください。

質問に対する回答について
工事名）三陸自動車道 多賀城高架橋耐震補強工事

質問事項と回答（2／3）

番号	質問事項	回答
9	技術提案の評価項目②の、『当該工事における近接交差道路利用者への安全対策に関する提案』において『近接交差道路』とは、当該工事の側面に位置しております側道（市道市川八幡一号線、市道市川八幡二号線等）を含んでいいると考えて宜しいでしょうか。ご教授願います。	その通りです。
10	特記仕様書11-1工事用道路の指定における、⑤市道市川八幡一号線の、延長は600mと記載がございます。現地を確認いたしますと市道市川八幡一号線の延長（市道市川八幡二号線から市道新田上野線まで）は1,117mです。市道市川八幡一号線は、一部工事用道路として使用が出来ない箇所があるという事でしょうか。ご教授願います。またそのような箇所がある場合には、使用出来る、出来ない範囲の提示をお願い致します。	市道新田高崎線から市道新田上野線との交差箇所までを市道市川八幡一号線ととらえており、延長は約600mです。 工事用道路として使用出来ない箇所はございません。
11	特記仕様書11-1工事用道路の指定における、⑥市道市川八幡二号線の、延長は1,000mと記載がございます。現地を確認いたしますと市道市川八幡二号線の延長（市道高橋八幡線から市道市川八幡一号線まで）449mです。市道市川八幡二号線の工事用道路としての使用計画のお考えをご教授願います。	市道高橋八幡線から市道新田高崎線との交差箇所までを市道市川八幡二号線ととらえており、延長は約1,000mです。 工事用道路として使用出来ない箇所はございません。

質問に対する回答について
工事名) 三陸自動車道 多賀城高架橋耐震補強工事

質問事項と回答（3／3）

番号	質問事項	回答
12	特記仕様書 7. 関連施設その他との関係、11-2 工事用道路の使用条件、20-9 交通誘導員、及び工事用道路計画図(1) (参考図)について、現地にはP27-28間に図面には明記されていない横断道路があります。特記仕様書、誘導員の配置、工事用道路の変更等があればご提示ください	ご指摘のありましたP27-P28間の横断道路に関しまして、第三者及び工事の安全性を考慮し工事用道路としての使用は考えておりません。
13	特記仕様書 P29 21. 補足事項 21-2. 設計図書の変更及び追加について(2)に『P12橋脚に添架されている情報板鋼製ブラケットにより、構造変更を指示する場合がある。』とありますが、P48橋脚にもP12橋脚と同様の鋼製ブラケットがございます。P12と同様、協議事項と考えてよろしいでしょうか。	P48橋脚もP12橋脚と同様に協議事項とお考えください。
14	特記仕様書 P3 7. 関連施設その他との関係(1)道路・鉄道関係及び(2)河川・水路関係について、管理者との協議が必要な維持・管理についての提案は認められるでしょうか。	(1)道路・鉄道関係及び(2)河川・水路関係について、維持・管理に関する提案は、技術提案の評価項目ではありません。
15	特記仕様書 P6 11. 工事用道路に関する事項 11-1 工事用道路の指定について、⑤市道市川八幡一号線、⑥市道市川八幡二号線ともに巾員が5.3mと記載されていますが、現状の⑥はセンターラインがある2車線道路となっています。巾員のご確認をお願いいたします。	⑥市道市川八幡二号線の巾員は、P28橋脚横の巾員(センターライン無し道路巾員)を代表として記載しております。